

「障害者雇用率等の見直し」について

平成24年5月

職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課(山田雅彦課長) 【主担当】
社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室(君島淳二室長)

政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標と設定して政策を実施しています。本規制は、政策の体系上、次の下線部と関連しています。

【政策体系】

基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策目標1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)において、事業主は、一定の割合(以下「法定雇用率」という。)以上の障害者を雇用しなければなりません。また、障害者の雇用に伴う経済的負担を調整するため、雇用する障害者の数が法定雇用率を超える事業主(国及び地方公共団体を除く。)に対して障害者雇用調整金を支給するとともに、当該数が法定雇用率に満たない事業主から障害者雇用納付金を徴収することとしています。

※現在の法定雇用率

- ・ 国、地方公共団体 2.1% (都道府県等の教育委員会 2.0%)
- ・ 一般の民間企業 1.8% (特殊法人等 2.1%)

法定雇用率は、労働者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者の総数等の割合(以下「基準割合」という。)を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して定めることとしています。当該規定に基づき、直近では平成19年に平成18年度の基準割合を基に見直しを行い、平成20年度以降、据え置くこととしました。平成24年は前回の見直しから5年目に当たることから、法定雇用率の見直しを行ったところ、法定雇用率を改正する必要があるため、所要の改正を行います。

(現状・問題分析に関連する指標)

	指標	H18	H23
1	身体障害者又は知的障害者である労働者及び失業者の数	67.6 万人	76.0 万人
2	労働者及び失業者の数	3678.2 万人	3668.6 万人
3	基準割合	1.838%	2.072%
(調査名・資料出所、備考等)			
H18：平成 19 年第 28 回労働政策審議会障害者雇用分科会資料 2－2 より			
H23：平成 24 年第 48 回労働政策審議会障害者雇用分科会資料 2－2 より			

また、身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 10 条第 1 項において、政令で定める数以上の労働者を雇用する事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないことを規定しています。

この「政令で定める数」は、身体障害者補助犬法により 1 人以上の身体障害者等を雇用する義務を負うこととなる事業主が雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案して定めることとされており、今般、一般の民間企業の法定雇用率を 2.0%に引き上げることから、「政令で定める数」を、法定雇用率 2.0%の下で事業主が 1 人以上の身体障害者等を雇用する義務を負う 50 人に改めます。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

(1) 内容・目的

今般、法定雇用率の見直しを行ったところ、平成 23 年度の基準割合は 2.072%となったことから、平成 25 年 4 月より一般の民間企業の法定雇用率を 2.0%に引き上げるとともに、国、地方公共団体及び特殊法人等の率を 0.2 ポイントずつ引き上げ、2.3%（都道府県等の教育委員会は 2.2%）とします。

- ・ 国、地方公共団体 2.3%（都道府県等の教育委員会 2.2%）
- ・ 一般の民間企業 2.0%（特殊法人等 2.3%）

また、これに伴い、身体障害者補助犬の使用を拒んではならないとする事業主を 50 人以上の労働者を雇用する事業主とします。

(2) 根拠条文

障害者雇用促進法第 38 条第 1 項、第 43 条第 2 項及び第 6 項、第 54 条第 3 項
身体障害者補助犬法第 10 条第 1 項

3. 便益及び費用の分析

*便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

*費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

(1) 期待される便益

【障害者への便益】（便益分類：A）

法定雇用率の引き上げにより障害者の雇用機会が拡大されます。

また、身体障害者補助犬の使用を拒んではならないとする対象事業所が増加することにより、身体障害者補助犬を使用することで就業することができる障害者の雇用機会が拡大されます。

【社会的便益】（便益分類：A）

働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、障害者の社会参加と経済社会の発展に寄与します。

(2) 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

法定雇用率の引き上げにより、事業主については、雇用すべき障害者数が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が増える場合があります。

また、身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない対象事業所が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が増える場合があります。

【行政費用】（費用分類：B）

事業主に周知するための費用が発生することとなります。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。

(3) 便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

法定雇用率の見直しについては、障害者雇用促進法第43条第2項及び第54条第3項において、労働者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者の総数等の割合を基準として設定

するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めるとされており、今回の見直しもこの法律の規定に基づいて行うものです。

法定雇用率の見直しによって事業主の負担が増大する場合がありますが、障害者の雇用機会が拡大し、働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、経済社会の発展に寄与すること等の便益を勘案すると、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられます。

なお、その円滑な施行のため、一定の周知期間を設ける等、必要な措置を行っていきます。

また、上記改正に伴い、補助犬の使用を拒んではならない事業所の範囲が拡大し、事業所の負担が増大する場合がありますが、補助犬の使用を認められることにより、障害者の雇用機会が拡大し、働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、経済社会の発展に寄与すること等の便益を勘案すると、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられます。

なお、その円滑な施行のため、一定の周知期間を設ける等、必要な措置を行っていきます。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

法定雇用率の見直しについては、障害者雇用促進法第43条第2項及び第54条第3項において、労働者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者の総数等の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めるとされており、代替案は想定されません。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

*便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

*費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

① 期待される便益

【障害者への便益】（便益分類： ）

【社会的便益】（便益分類： ）

②想定される費用

【遵守費用】（費用分類： ）

【行政費用】（費用分類： ）

【その他の社会的費用】（費用分類： ）

③ 便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

5. 有識者の見解その他関連事項

労働政策審議会答申「「障害者雇用率等について（案）」について」（平成 24 年 5 月 23 日）において以下のとおり答申されています。

厚生労働省案は、妥当と認める。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

法定雇用率の見直しについては、障害者雇用促進法第 43 条第 2 項及び第 54 条第 3 項において、労働者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者の総数等の割合を基準として設定するものとし、少なくとも 5 年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めるとされており、当該規定に基づいて見直しを行います。